平成２７年（フ）第１２号
沖縄県沖縄市胡屋５丁目４番６号
債務者　屋宜　　徹
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２８号
北海道中川郡豊頃町茂岩末広町144番地
債務者　加藤美起夫
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
静岡県榛原郡吉田町神戸3040番地の２　カンタータＤ棟、住民票上の住所静岡県伊豆市大野1078番地
債務者　土屋　直子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４０号
埼玉県志木市中宗岡３丁目３―44―303
債務者　晒　　三夫
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８４１号
埼玉県志木市中宗岡３丁目３―44―303
債務者　晒　八重子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８８１号
東京都東村山市恩多町２丁目８―６―209
債務者　金井　弘子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２４号
東京都練馬区高野台１丁目10―９―202
債務者　安齋　次子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２５号
東京都練馬区高野台１丁目10―９―202
債務者　安齋　力也
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２９号
神奈川県横浜市神奈川区桐畑10―４―604
石川方
債務者　松井　順子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４２号
東京都荒川区南千住６丁目32―３
債務者　白石　榮一
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４号
静岡市葵区大岩１丁目６番47号
債務者　大石　朋宏
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４号
静岡県藤枝市五十海613番地の１ハイツレイクヴァレー101号
債務者　伊藤　　翼
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２１８号
福岡市中央区薬院２丁目５番30号
破産者　西海　　惇
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６４号
福岡市中央区渡辺通２丁目１番31号ＵＫ渡辺通ビル２Ｆ
破産者　コンフォートソフィー株式会社
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７９号
福岡県筑紫野市大字西小田807番地
破産者　有限会社筑紫野化学
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３５号
福岡市博多区中洲２丁目６番７号
破産者　有限会社なかもと
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１１号
埼玉県三郷市新和１丁目136番地
破産者　株式会社エイト
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係